

公立大学法人周南公立大学

## 情報セキュリティ対策基本方針

#### (目的)

第一条 周南公立大学（以下「本学」という。）は、本学の理念である「周南地域における知の拠点として、公正な社会観と正しい倫理観の確立を基にした「知・徳・体」一体の全人教育を通して総合的かつ専門的な知識、学術を教授研究し、世界的視野と広く豊かな教養を有し、地域に新たな価値を創造する人材を育成するとともに、地域との連携を深め、地域の政策課題の解決や活力豊かなまちづくりの実現に寄与するなどその教育研究成果を広く社会に還元することで、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に寄与する」ことを実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。

#### (方針)

第二条 前条の目的を達するため、本学は情報セキュリティ対策基本規程（以下、「対策基本規程」という。）及びその他の規程等の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) インシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) (1)～(5)を含む情報セキュリティマネジメントの実施

#### (義務)

第三条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

#### (罰則)

第四条 本方針に基づき定められる規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、本学の学則及び本学が定める就業規則に則って行うほか、それぞれの規程に定めるところによる。